

# 2019年統一地方選挙 基本政策



 東京・生活者ネットワーク

2018年10月

## 目次

はじめに .....	1
2019年統一地方選挙 基本政策 .....	3

### 大事なことは市民が決める

● 市民参加・参画 市民自治のまちづくりをすすめる .....	4
● 市民活動、NPOへの支援 市民活動やNPOを応援し、市民力を活かす .....	5
● 議会改革 多様な市民の声を反映できる議会へ .....	6
● 若者 若者支援は一人ひとりの実情に即し若者主体としたものに .....	7

### 多様性を認め合う共生社会をつくる

● 子育て支援、子どもの権利 子どもの声に耳をかたむけた施策を .....	8
● 教育・学校 自分らしく生きる力を育む教育へ .....	9
● 医療・介護、地域福祉 医療と介護の連携で地域の暮らしを支える .....	10
● 障がい者支援 障がいのあるなしに関わらず、ともに暮らせるまちをつくる .....	12
● 男女平等、ジェンダー問題 すべての施策をジェンダーの視点で見直す .....	13
● 働き方 誰もが人間らしく働き、「生活時間」をとりもどす .....	15
● 貧困の連鎖を断つ 切れ目のない支援で子ども・若者、女性の貧困対策を .....	16
● 住まい 地域で安心して暮らせる住まいの確保を .....	17
● コミュニティ ささえあいの地域づくりを .....	18
● 人権 一人ひとりの人権が尊重され、保障されるまちを .....	19

### 命をつなぐ環境をまもる

● 循環型社会 SDGsの達成をめざし、次世代につなぐ .....	20
● エネルギー 原発0(ゼロ)。分散型・自然エネルギー活用をすすめる .....	22
● 食の安全 命の源である食と農を守る .....	23
● 都市計画 まちづくりは市民参加で .....	25
● 防災・減災 防災・減災対策は福祉と環境優先で .....	26
● 平和・憲法 憲法を活かし、地域から平和を発信する .....	28

### 巻末資料

補足説明 .....	29
学習会・視察・調査活動 .....	36

## はじめに

東京・生活者ネットワーク政策委員会は、2019年統一地方選挙にむけ、昨年11月から基本政策策定のための議論をスタートさせた。4年前に策定した「2015年統一地方選挙基本政策」をもとに、この間の社会状況を踏まえて点検をし、福祉・女性・子ども・環境の4つの部会、そしてエリア会議で議論を重ねるとともに、必要な学習会を企画・開催し<sup>※</sup>、新たな政策課題を加えて政策にまとめた。

※ 基本政策策定に向けて開催した学習会については、巻末資料に掲載

今回、策定過程において2つの新たな試みを行った。政策議論のスタートに当たり、地域ネットに共通フォーマットを用いた「政策点検」を依頼、集約後、全体で共通の課題については、基本政策の策定議論に活かした。また、終盤、日ごろ活動を共にしている運動グループにヒアリングを行い、事業や活動現場からの提案を、基本政策に反映させた。



東京都は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、ひたすら五輪優先のまちづくりを進めて施設を作り、国内外からの多数の観光客をあてにした観光政策を推進している。しかし、大会後のそれらの施設の活用策は、それぞれの地域の市民にとって有効なものになるのか十分に示されているとは言えず、また、大会後に予測される観光客の激減が地域経済に及ぼす影響も看過できない。折しも東京都の人口は2020大会以降、減少に転じることが予測されている（人口のピークは、区部が2030年、多摩・島しょが2020年、東京都全体では2025年）。それまでの人口・財政の右肩上がりを前提とした都市計画のあり方の転換が迫られる時期と、2020大会後のまちづくりを実行する時期が重なることになる。

2020年を目前に控え、公共交通や公共施設のあり方や活用、また、五輪施設の活用などについて、大会以降の観光客減少をもふまえた議論を今から始める必要がある。それぞれの地域にとって有効なまちづくりは、市民参加で時間をかけての議論があってこそ実現できるものであり、それがていねいな「都市のたたみ方」につながる。

国では、2017年から2年越しの「森友」「加計」問題で露呈された公文書のずさんな管理、情報隠蔽、虚偽答弁をはじめ、働き方改革法案の強行採決など、本質的な議論が不十分な政治の横行は目に余るものがある。そのような中、改憲の動きも加速化し、憲法改正手続きを定めた国民投票法の改正にむけて、憲法審査会も動き出し、改憲発議も現実味を帯びてきた。

2018年8月には、中央省庁など国の機関における障がい者雇用「水増し問題」が発覚し、その後、地方自治体にも同様の隠蔽改ざんが蔓延していたこ

とが報じられた。制度を率先する立場の公の機関が、制度の趣旨を歪め、長年にわたり偽りのデータを公表し続けた責任の大きさは計り知れず、立法、行政の両機能の現状は、市民の政治への信頼に応えるものになっていない。

2018年5月には、多くの市民が求めてきた「政治分野における男女共同参画推進法」が成立し、女性の政治参画が進むことが期待される一方で、財務省でのセクシャル・ハラスメント問題や東京医大の不正入試問題など、女性の人権がないがしろにされる諸問題に加えて、国会議員によるLGBT批判の発言やスポーツ界におけるパワー・ハラスメントなど、日本社会での人権意識の希薄さが露呈した。

このような状況の中、安倍一強政治にストップをかけ、一人ひとりの人権が尊重される社会への転換が求められている。行政や一部の政治家のための政治ではなく、市民のための政治を取り戻す機会となるのが、市民に一番身近な自治体選挙、統一地方選挙である。

現場を無視し貧困や格差社会を容認する政治から脱却し、生活者の視点からの働き方改革や、少子高

齢化に当事者として向き合い練り上げた政策を実現していかなければならない。そのため、今回の統一地方選挙に向けた基本政策の3本柱を、「大事なことは市民がきめる」「多様性を認め合う共生社会をつくる」「命をつなぐ環境をまもる」とした。誰もが等しく人権や生活権が保障され、自分らしく暮らせる社会の実現や、次世代につなぐ持続可能な地球環境をめざす。すべての政策の根底に共通することは、主体者は生活の現場にいる私たち市民であるということである。

生活の現場にいる市民が参画し、解決策を導き出していく参加型の市民政治を広め、市民が自治するまちづくりを実現するには、現場を持つ基礎自治体に市民の声を届ける生活者ネットワークの議員が必要である。『2019年統一地方選挙 基本政策』を掲げ、東京・生活者ネットワークは2019年統一地方選挙に全力で取り組んでいく。

2018年10月  
東京・生活者ネットワーク 政策委員会

# 2019年統一地方選挙 基本政策



## 大事なことは市民が決める

- 市民参加・参画 市民自治のまちづくりをすすめる
- 市民活動、NPOへの支援 市民活動やNPOを応援し、市民力を活かす
- 議会改革 多様な市民の声を反映できる議会へ
- 若者 若者支援は一人ひとりの実情に即し若者主体としたものに

## 多様性を認め合う共生社会をつくる

- 子育て支援、子どもの権利 子どもの声に耳をかたむけた施策を
- 教育・学校 自分らしく生きる力を育む教育へ
- 医療・介護、地域福祉 医療と介護の連携で地域の暮らしを支える
- 障がい者支援  
障がいのあるなしに関わらず、ともに暮らせるまちをつくる
- 男女平等、ジェンダー問題 すべての施策をジェンダーの視点で見直す
- 働き方 誰もが人間らしく働き、「生活時間」をとりもどす
- 貧困の連鎖を断つ  
切れ目のない支援で子ども・若者、女性の貧困対策を
- 住まい 地域で安心して暮らせる住まいの確保を
- コミュニティ ささえあいの地域づくりを
- 人権 一人ひとりの人権が尊重され、保障されるまちを

## 命をつなぐ環境をまもる

- 循環型社会 SDGsの達成をめざし、次世代につなぐ
- エネルギー 原発0(ゼロ)。分散型・自然エネルギー活用をすすめる
- 食の安全 命の源である食と農を守る
- 都市計画 まちづくりは市民参加で
- 防災・減災 防災・減災対策は福祉と環境優先で
- 平和・憲法 憲法を活かし、地域から平和を発信する

## 市民参加・参画 市民自治のまちづくりをすすめる

市民自治のまちづくりを進めるには市民参加・参画が重要である。行政はこの間パブリックコメントや住民説明会など市民の声を聴く場を設けてきたが、市民の意見を聞きおこかたちにとどまっているのが現状だ。本来の自治は「地域づくりの理念や方向性を市民自らが決め、市民自らの手で地域をつくっていく」ということ。自治のためには「意見や利害が対立する人と合意する力」が重要である。

すでに財政状況が厳しく、少子高齢化が進む市町村ではさまざまな課題やまちづくりを行政だけでは担いきれず、住民との協働でまちづくりを進めている自治体も出てきている。今後起こる課題を市民と考えていくためには市民自治のまちづくりを進めていく必要がある。

- (1) 自治基本条例、住民参加推進条例をつくる<sup>※</sup>。
- (2) 住民参加を促す広報や案内などアプローチを徹底する。
- (3) 参加に偏りを生じさせないため、無作為抽出、ワールド・カフェ<sup>※</sup>、SNSによる意見募集、住民討論会、ワークショップなどの手法を取り入れる。
- (4) PDCAサイクル[Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)]の各段階に応じて参加を位置づける。
- (5) 職員の意識啓発・意識改革を進める。
- (6) 情報公開条例に市民の知る権利を保障する。
- (7) 市民の知る権利を守る公文書管理条例をつくる。
- (8) 若者世代に対しても若者会議など意識的に参画を呼びかけるしくみをつくる。またパブリックコメントは小中学生にもわかる資料等を用意するなど、必ず子どもたちの声を聴くという体制づくりを進める。

---

※ **都内における「自治」「市民参加」に関する条例の制定状況**…杉並区自治基本条例(2003年)、文京区「文の京」自治基本条例(2005年)、中野区自治基本条例(2005年)、足立区自治基本条例(2005年)、豊島区自治の推進に関する基本条例(2006年)、葛飾区区民参加による街づくり推進条例(2006年)、練馬区区政推進基本条例(2011年)、新宿区自治基本条例(2011年)、西東京市市民参加条例(2002年)、清瀬市まちづくり基本条例(2003年)、小金井市市民参加条例(2003年)、多摩市自治基本条例(2004年)、三鷹市自治基本条例(2006年)、八王子市市民参加条例(2008年)、国分寺市自治基本条例(2009年)、小平市自治基本条例(2009年)、調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例(2013年)、東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例(2014年)

※ **ワールド・カフェ**…“カフェ”にいるようになりリラックスした雰囲気の中、参加者が少人数に分かれたテーブルで自由に対話を行い、ときどき他のテーブルとメンバーをシャッフルしながら話し合いを発展させていく手法。相互理解を深めることを目的としている。

# 市民活動、NPOへの支援

## 市民活動やNPOを応援し、市民力を活かす

1998年の特定非営利活動促進法（NPO法）ができてから、NPO法人は急速に増え、5万件を超えた。今や地域課題や社会的課題を解決するために、市民活動やNPO法人の活動は欠かすことができない。しかし、行政がNPOと協働することで、多様なニーズに対応したより質の高いサービス提供が可能になる一方、行政が単に安上がりにNPOや市民活動を使うようなことがないよう、「協働」の関係性を常に確認する必要がある。

また、社会的に寄付、会費などによる支援を促す環境が十分整っていないため、NPO法人の約半数が総収入500万円以下（2017年内閣府調査）という、厳しい財政状況で活動を続けている。寄付文化の醸成が求められることは言うまでもないが、行政の補助金だけでなく、地元の信用金庫などの金融機関からの融資を受けるなど、NPOとしても、持続可能な財政基盤のための努力が必要であり、そのために、行政がどのような支援ができるのかが問われる。

- (1) コミュニティビジネスやソーシャルビジネスで地域に仕事と雇用をつくる。
- (2) 市民をパートナーと位置づけた市民協働のまちづくり条例をつくる<sup>※</sup>。
- (3) 市民活動団体が地域でつながり、活動を広げる支援のしくみをつくる。

---

※ 都内における「市民との協働」に関する条例…大田区区民協働推進条例（2005年）、狛江市市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（2003年）

# 議会改革

## 多様な市民の声を反映できる議会へ

都議会におけるセクハラヤジ発言（2014年）や、昨今の行政トップによる一連のセクハラ問題の背景には、庁内や議会における男女平等参画がいまだに遅れていることがある。

国会においては、選挙の候補者をできる限り均等にするよう求める「政治分野における男女共同参画推進法」（候補者男女均等法）が2018年5月可決成立し施行された。女性参政権行使から72年。記念すべき第一歩を踏み出したが、それでも女性の立候補を拒む要因はさまざまあり、選挙制度改革も視野に入れて研究する必要がある。女性議員が議会活動と育児や介護等を両立しやすい議会環境を整備していくことが重要だ。

議会基本条例は現在都内では9市2区1町で制定されている<sup>※</sup>。議会報告会は開催されるようになったが、出席者がいつも同じであるなど課題も多く、開催の工夫や情報の発信のしかたなどさらに改善を進めていく必要がある。

- (1) 議会への市民参加を広げる。
  - ・ 議会報告会の開催で説明責任を果たし、市民の発言の機会を設ける
  - ・ 請願・陳情は市民の政策提案と位置づけ、提出者の発言を保障する
  - ・ 土曜・日曜議会の開催やインターネット中継など、市民が傍聴しやすい工夫をする
  - ・ 子どもたち自らが陳情などを出すことができることを周知し、子どもの意見表明権を保障する
- (2) 議会基本条例を制定する。
  - ・ 制定している議会は見直しや検証に努める
  - ・ 制定していない議会は可能な部分から議会改革を進める
- (3) 立法機能の向上をはかる。
  - ・ 議会事務局に法務担当など専門職員の配置をはたらきかける
- (4) 政治分野における男女共同参画を進める。
  - ・ 議会活動と育児や介護等が両立しやすい議会環境を整備する

---

※ 議会基本条例の制定状況…多摩市（2010年）、荒川区（2013年）、調布市（2013年）、八王子市（2013年）、東村山市（2013年）、小平市（2014年）、立川市（2014年）、東村山市（2014年）、国立市（2014年）、日の出町（2014年）、板橋区（2014年）、あきる野市（2015年）、小金井市（2016年）

## 若者

# 若者支援は一人ひとりの実情に即し若者主体としたものに

ひきこもり、高校中途退学など、困難を抱えた子ども・若者は依然として多く存在する<sup>(補足1)</sup>。それぞれが置かれている状況もさまざまであり、一人ひとりの実情に即し、関係機関が連携して支援することが必要である。

若者の時期は、自我に目覚め、他者を発見し仲間との豊かな関わりの中で、自己を確立し飛躍しおとなへと準備していく期間である。しかし現実には、学校は競争や管理が厳しい、友人関係の気遣いに疲弊させられる、身近なおとなである親や教師とも信頼関係ができていくなどの状況がある。また、青年期は「学校から仕事」の移行時期だが、労働現場の厳しさや個人の特性もあり、学校を卒業して一斉に就職する、といった、今までの日本型移行は個々の若者に合わなくなっている。そのような中、障がいがある、また、ひきこもり、ニート、フリーター、貧困などの生活苦に直面した若者にとって、今、家族や地域社会のセーフティネットは充分とはいえず、結果的に居場所がなくなり社会的に孤立し排除されていくことが懸念される。また、学び直し、やり直しに挑戦していく若者にとっても今の社会教育や学習支援は整っていない。

このような、生きづらさに直面した若者がさまざまに課題を抱える、疲弊した社会を変革するためには、若者たち自身が支援の対象にとどまるのではなく、担い手になるべきである。生きやすい社会のために、政治は、若者を主体者にしていく必要がある。

- (1) 「18歳からの政治参加」でなく、小中学生の子どもたちが施策づくりに参加するしくみをつくる。
- (2) 労働教育（労働基準法など働く人の権利についての知識）、消費者教育を充実させる。
- (3) 若者支援は治安対策ではなく、個々の状況に即した総合的なものとし、NPOなどと協力したサポート体制を構築する。
- (4) 児童養護施設に「自立支援コーディネーター」<sup>※</sup>を配置、施設を出た若者の自立支援策を進める。
- (5) 多世代のコミュニティの中で、若者が支援されるだけの存在ではなく、支援する側になる居場所をつくる。
- (6) 学歴にとらわれず、本当に学びたいことを学べる場を増やすとともに、いつでも学び直しが可能なしくみをつくる。

---

※ **自立支援コーディネーター**…児童養護施設において、施設の支援体制の強化に取り組むため、児童の自立に向けた入所中の支援や退所後のアフターケアを行う職員、東京都の制度（2012年度、自立支援強化事業開始、2016年3月末時点47施設に配置）

# 子育て支援、子どもの権利 子どもの声に耳をかたむけた施策を

子どもを取り巻く環境は急速に変化している。都市化され、管理が強化された中で自ら育つ力を発揮できる場がなくなってきているのではないだろうか。このような現状だからこそ、子どもを権利の主体とし、子どもの最善の利益を優先した施策が求められる。2016年の児童福祉法改正で、法の理念の明確化を目的に、「子どもの権利条約」が基本理念として明記されたことは記憶に新しい<sup>(補足2)</sup>。

子育て支援策として、特に都市部では「待機児解消」が最優先課題となっているが、保育の受け皿整備にとどまらず、保育の質の向上はもちろんのこと、多様な保育サービスの提供も含め、子育て支援全体を拡充する必要がある。

生まれる前から自立するまでの切れ目のない支援体制の構築、中でも、愛着形成（子どもと養育者との間に信頼関係がつけられること）に重要な0歳からの乳幼児期には、特に子育て、子育て環境の向上が求められる。父親も含めた働き方の見直し（育児と仕事の両立支援への配慮）も欠かせない。

また、子どもの「遊び」は生きる力を育てるために大きな意味がある。その重要性を認識し、子ども参画で、子どもの遊ぶ空間、時間、仲間、隙間をつくるための施策を意識的に進めていくことが必要だ。

さらに、子どもの貧困率は13.9%（2017年度）、改善傾向にあるとはいえ、7人にひとりが貧困という状況であり、特にひとり親家庭の貧困率は50.8%と高い<sup>(補足3)</sup>。困難を抱えた子どもや家庭への支援は待ったなしであり、SOSを受け止められるしくみづくりも重要である。全国的に増えている子ども食堂などは、子どもを“まん中”にしつつ、今後、地域の実状に応じ、「多世代」「共生」の視点をもった地域の居場所とすることも視野に、困った時に助け合える関係性の構築も求められる。

- (1) 子どもの最善の利益を優先、子どもの権利を保障するために子どもの権利条例をつくる。
- (2) 妊産期から成人するまでの伴走型支援を進める。
- (3) 保育、子育て支援両方の質の向上をめざし、虐待防止につなげる。
- (4) 子どもの育ちを応援する子どもの遊び場、居場所づくりをする。
- (5) 児童相談所の24時間対応を実現する。
- (6) 社会的養護や、困難を抱えた子どもや家庭への地域での支援を進める。
  - ・ 児童養護施設に「地域連携・自立支援コーディネーター」<sup>\*</sup>を配置、地域との連携を進める
  - ・ 乳児院だけへの措置ではなく、特別養子縁組や里親制度も視野に、早期の家庭的養護を実現するための体制を整備する<sup>(補足4)</sup>

---

<sup>\*</sup> **地域連携・自立支援コーディネーター**…東京都の制度である「自立支援コーディネーター」（前述）とは異なり、二葉むさしが丘学園（小平市）の施設独特の役割。積極的に地域に出向くとともに、学園にも地域住民が訪れるしくみを工夫している（「オーブンカフェふたば」や「青空まつり」の開催、体育館の無料開放など）。

## 教育・学校

# 自分らしく生きる力を育む教育へ

子ども自らの意思を尊重し、主体的な学びの環境を整えることが、子どもに対する大人社会の責任である。しかし、残念ながら学校には、いじめ、体罰（明らかな暴力行為、過剰指導、ハラスメント）などさまざまな問題が存在している<sup>(補足5)</sup>。こうした「子どもへの人権侵害」というべき問題を未然に防止する必要があることは言うまでもないが、起きてしまったことに的確に対処する姿勢が問われ、そのためにも、地域に開かれた学校にしていくことが求められる。

また、インターネットなど、情報があふれる社会において、情報の本質を見抜く力も求められ、性教育、シチズンシップ教育、労働教育（働くとはどういうことかを根本から考える）など、21世紀を生き抜く力を養う教育として進めていく必要がある。

学び直せる教育環境（リカレント教育）とともに、子どもの人権が守られ、障がいがあっても、外国籍でも、すべての子どもたちが共に生き、安心して通え、学べるインクルーシブの学校教育を進めていく。

- (1) 学び直せる教育システム（リカレント教育）を進める。
- (2) 人権の観点、生命尊重の視点からの性教育を進める。
- (3) 身近な地域の課題を自分ごととして捉え、考え、解決していくシチズンシップ教育を進める。
- (4) 共生、共学のインクルーシブ教育を進める<sup>(補足6)</sup>。
- (5) 放課後の居場所を子どもの視点から整備する。
- (6) 多様なニーズに対応できる学校づくりをめざす。

## 医療・介護、地域福祉 医療と介護の連携で地域の暮らしを支える

医療・介護の連携により、在宅でも安心して暮らせる体制づくりを進める上で、私たちがどんな医療や介護を望むのか、主体的に考えることが重要である。また、そのためには、保健師や看護師などに相談できる、地域のしくみが必要だ。

近年、急増している精神疾患や認知症など、精神医療の分野でも、地域で暮らすことをあたりまえにする制度改定と、そのしくみづくりを進めることが喫緊の課題となっている。

在宅でも安心して暮らせる体制をつくるためには多職種の連携は不可欠で、その核となる専門職だけでなく、NPOなど地域に根ざす人材の育成に加え、介護に携わる人の処遇や労働環境の整備が重要となる。

そして、地域福祉、在宅介護、在宅医療を進める上で、特に課題となるのが「介護保険制度」である。報酬改定とそれに向けた制度改正は3年に1度<sup>(補足7)</sup>、部分的には評価すべき内容もあるものの、昨今は「制度の持続可能性」を目的とした「給付抑制」の方向性が前面に出されている。特に在宅サービスを担う介護事業者は厳しい経営状況で、介護の人材確保も難しい。利用者にとっても負担割合の引き上げなど、その人らしく住み慣れた地域で生活し続けるためのしくみとは逆の見直しが続いている。2015年介護保険制度改正で導入された介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）<sup>\*</sup><sup>(補足8)</sup>、利用者のサービス選択が狭まる問題、事業者の経営難や人材不足などの課題が指摘されている。自治体にとっても、サービス体制維持、事業者指導、利用者の苦情対応などの課題が山積、詳細な検証が求められる。

介護保険制度が謳った「介護の社会化」が逆行していると言わざるを得ない状況とともに、多くの場合、家族や周囲の人が何らかのケアを担っているのも現実である。さらに、高齢者介護だけでなく、病気や障がいのある家族のケア、ヤングケア、ダブルケアなどケアの「複合課題」の問題もある。最近、国でも「家族介護者への支援」<sup>\*</sup>が位置づけられるようになってきたが、全体としてはまだ介護離職防止（仕事と介護の両立）の趣旨が強い。ケアラーがあたりまえの社会生活を送ることができるような支援について、地域からしくみをつくる必要がある。

また、移動に困難を抱えても、生活に必要な移動だけでなく、自分らしく暮らすために社会参加を妨げない移動手段を確保する必要がある。

- (1) ホームホスピスなど緩和ケアや看取りも含む在宅医療を推進する。
- (2) 医療だけでなく生活全般も含めた相談支援の場所「暮らしの保健室」をつくる。
- (3) NPOやシルバー人材センターなど多様な担い手が増え、やりがいがあるような人材育成・人材確保策を進める。
- (4) 精神疾患についての正しい知識と情報が周知されるよう、学校や地域や職場で情報が届くようなしくみを整え、支援のネットワークをつくる。
- (5) 在宅介護、在宅医療は医療・保健・福祉の連携、アウトリーチ体制で進める。
- (6) ケアラー支援条例を制定する。
  - ・ 家族介護者が孤立しないよう、介護者本人の人生を応援する地域づくりを進める
  - ・ 介護者の仕事と介護の両立、子育てと介護を同時に担うダブルケアに対し、職場の介護者支援とともに、

地域の介護者支援、相談支援を進める

- ・ 子どもケアラー、若者ケアラー<sup>※</sup>の実態把握のため教育との連携で調査を実施する
  - ・ ケアラーが孤立することのないよう、地域で包括的な支援拠点（カフェや居場所）、支援ツール（ケアラー手帳<sup>※</sup>、生活支援サービスなど）をつくり、複合的な課題を抱えるケースへの対応に取り組む
- (7) 介護予防や介護の重度化防止、家族支援につながるよう、介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）の検証・見直しを行い、市民参加で地域の実情にあったしくみを構築する。
- (8) 移動が困難な人に、通院や買い物など安心して外出できるよう移動の確保を保障する。

- 
- ※ **新総合事業**…予防給付のうち訪問介護・通所介護は、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる介護保険制度の地域支援事業へ移行、「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」に位置づけられた。
- ※ **介護者支援**…厚労省は、「市町村・地域包括支援センターによる介護者支援マニュアル」を策定（2018年3月）、策定委員には家族介護者支援に取り組むNPO（日本ケアラー連盟のメンバー）等が参加、サブタイトルは「介護者本人の人生の支援」となった。
- ※ **子どもケアラー、若者ケアラー**…家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている子ども（18歳未満）、若者（18歳からおおむね30歳代を想定）。（日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト）
- ※ **ケアラー手帳**…ケアする人に「ケアラー」である自覚を促すとともに、ケアラーの社会的孤立を防ぎ、ケアラー自身ができる心身の健康チェック、ケアラーが必要な情報を掲載、いわば「母子健康手帳」のケアラー版と言われる。日本ケアラー連盟が「ケアラー手帳」（汎用版）を開発、さまざまな自治体で、それを参考に作成、配布されている。

## 障がい者支援

### 障がいのあるなしに関わらず、ともに暮らせるまちをつくる

日本も障害者権利条約や子どもの権利条約を批准したことで、障害者差別解消法や障害者総合支援法（難病も含む）が施行された<sup>（補足9）</sup>。障がい児・者が被る直接的・間接的な不利益は、本人の責任であるとする「医学モデル」から、社会の側にある障壁により、能力を発揮する機会を奪われている環境に問題があり、それを共に解決する「社会モデル」へと変わっていくことが求められている。

しかし、悪しき国策であった旧優生保護法により、不良な子孫を残さないため、知的・精神障がい者などの人権を無視した強制不妊手術が行われていたことが露呈した。また、「障がい者なんていなくなればいい」と重度の知的障がい者の命を奪う痛ましい事件が起きた。直近では、国や地方自治体による障がい者雇用水増し問題が発覚し、障がい者の社会参加を率先する立場にあるべき行政が、逆に社会参加を妨げていたという、言語道断な実態が明らかになった。

このような社会の側の障壁をなくすためにも、障害者総合支援法の理念（地域社会における共生）、障害者差別解消法の理念（障がいの有無によって分け隔てられない）を実体化し、地域から「共生社会」、「社会モデル」実現をめざす。

- (1) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮・権利擁護を踏まえ、当事者参加で、条例の制定をめざし、誰もが住みやすいまちづくりを進める。
  - ・ 障害者権利条約に基づき、障がい者権利条例を制定する
  - ・ 手話言語コミュニケーション条例<sup>※（補足10）</sup>を制定する
- (2) 障がい児・者の総合相談窓口機能の充実を図る。
  - ・ 成長段階に合わせ、切れ目のない支援を、医療・教育・福祉・母子保健などの連携で進める
  - ・ 個々の障がいに適した支援やマッチングをコーディネートする
  - ・ 多種多様な障がいに対応できるソーシャルスキル研修を定期的実施する
- (3) 難病・重度心身障がい児と医療的ケア児の通常学級で共に学ぶためのガイドラインを策定し、教育環境整備を進める<sup>（補足11）</sup>。
- (4) 移動支援<sup>※</sup>は、障がい者の自立や社会参加を進めるため、通勤、通学に使用できるようにしていく
- (5) 訪問型支援（アウトリーチ型）の体制づくりは、医療と生活支援の連携で継続的に取り組む。
- (6) 就労支援は、共生社会（ノーマライゼーション）を見据え、共に働く環境を整える。中間的就労との連携で特性を生かせる支援伴走型で取り組む<sup>（補足12）</sup>。
- (7) 一般就労が難しい場合の農福連携<sup>※</sup>で新たな働く場を農業分野に広げる。

※ **手話言語コミュニケーション条例**…手話を言語として認め、手話の普及と利用促進をめざすとともに、情報・コミュニケーション支援が必要な障がい者の情報保障やコミュニケーション推進をめざす条例。

※ **移動支援**…障がい者への移動支援は、利用者個人に給付される「自立支援給付」の同行援護・行動援護と、市町村の事業として実施される「地域生活支援事業」（自治体により利用対象者とする障害種別や利用時間の上限に違いがある）の移動支援がある。

※ **農福連携**…農業者と、社会福祉法人やNPO法人などの福祉団体が連携、農業分野での障がい者の就労を支援し、障がい者の工賃水準の向上および農業の支え手の拡大を図る取り組み。

# 男女平等、ジェンダー問題 すべての施策をジェンダーの視点で見直す

女性活躍社会、政治分野における男女平等（クオータ制）、性的指向・性自認（SOGI= Sexual Orientation & Gender Identity）を尊重することなど、社会は少しずつ進んでいるように見える。一方で、セクハラや性暴力を訴えれば「被害者も悪かった」というような風潮が国のトップの中でも蔓延している。男女平等社会とは、性による差別や格差などがなく、人が個人として尊重される—という社会の実現だ。一方的に押しつけられる女性が故の不条理、不利益を質していくことが政治の世界でも求められている。人権侵害や被害は生活のさまざまな場面で起きている。安心して相談でき、救済されるしくみ、予防となる教育を進め、すべての事業において、ジェンダー視点でとらえなおすこと（ジェンダー主流化）が必要だ。チェックが甘ければすぐに伝統・習慣・慣例の名のもとに逆戻りしてしまう。ジェンダー視点でチェックをし、事業の見直しを進め制度を確立する。

## (1) 女性の人権を守る／被害の救済・支援のしくみを整える。

- ・ セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（生涯を通じた性の健康と権利）をもとにした国際基準の包括的性教育を低学年から実施し、性教育の充実をはかる（補足13）
- ・ 少子化対策としての妊娠適齢期キャンペーン\*（データ改ざんと妊娠・出産の決定権への介入）に対し、正しい知識と権利を広める
- ・ HPV（子宮頸がん）ワクチンは中止とし、副反応の原因究明や被害者救済を進める。女性が健診を受けやすい制度や環境を整える
- ・ セクハラ、性暴力の被害者に対する二次被害が起こらないよう、ワンストップ体制を構築する。意識を変えるため幹部研修を進める
- ・ 体調の変化の大きい産前・産後のケアの充実と、育児へ切れ目ない支援が続くよう、担当保健師などを配置する
- ・ 避難所運営にあたり、災害時に起きやすい性犯罪やトイレの問題、炊き出しの役割分担などに配慮がいきわたるよう、女性の参画を進める。避難所へカウンセラーを配置する
- ・ “思いがけない妊娠”\*について、相談ができる場を増やす。学業や仕事をあきらめずに続けられる環境をつくる
- ・ 居場所のない若者がJKビジネスに利用されないよう、若者との関係性が持てるようなシェルターや居場所などの支援によるセーフティネットの充実を進める
- ・ DV防止対策の拡充として、ワンストップ相談窓口の設置、シェルターの支援、加害者への更生プログラム、性暴力防止、救済センターの拡充を図る
- ・ 女性の人権侵害となる性に関する情報の氾濫の規制やメディアリテラシー教育を進める

## (2) 女も男も生活者／格差を是正し、差別を解消する。

- ・ あらゆる場面で人権や男女平等の視点を徹底し、事業の点検などを行う
- ・ 計画や施策に対し、第三者評価や専門的知見の活用で実効性を高める
- ・ データ等、客観的事実をもとに現状把握し、提言へと結びつける
- ・ 政策・方針決定過程への男女平等参画のため、目標を設定、ポジティブ・アクションを策定する（補足14）
- ・ クオータ制（一定数を女性に割り当てる制度）、パリテ（候補者男女同数）を進める

## (3) 多様な性を認め合う。

## 多様性を認め合う共生社会をつくる

- ・ 女性政策を進めると同時に性的指向・性自認（SOGI）が尊重される社会を築く
- ・ 偏見や差別をなくすため、多様な性についての学習を小学校から進める
- ・ 性別にしばられることなく暮らしやすいまちをつくる。不必要な性別の表記などを見直す

- 
- ※ **妊娠適齢期キャンペーン**…内閣府と文科省は、高校・保健体育の啓発教材「健康な生活を送るために」（2015年度版）を改訂、全国の高校生に配布。「妊娠と出産」について「妊娠しやすさのピークは22歳」の改ざんデータなど、高校生に早い年齢での妊娠・出産を迫る非科学的なグラフや記述を複数掲載、問題となった。
  - ※ **思いがけない妊娠**…出生数、中絶件数は、数としては減少傾向にあるが、全妊娠の15%が中絶（理由の第1位は結婚していないから、また40代の中絶理由は経済的不安）、また児童虐待死の58%が0歳という現状がある。従来は「望まない妊娠」という表現が一般的だったが、子どもへの配慮から“思いがけない妊娠”の表現になっている。2016年3月に、東京でも「にんしんSOS」が設立、不安を抱える妊婦を孤立させず、寄り添いながら適切な情報提供などを行っている。

# 働き方

## 誰もが人間らしく働き、「生活時間」をとりもどす

誰もが生活スタイルに合わせて働くことで暮らしやすい社会をめざす。そのためには「柔軟で多様な働き方」が求められているが、国の進める「働き方改革」には、経済界（企業側）の意向が強く反映され、働く立場の「改革」にするには課題が山積している。今後の労働力不足を見据え、女性の労働力が経済の担い手として期待されているが、そのためには、働き続けるための環境を整えることが不可欠だ。女性も男性も人間らしく働き、暮らせる社会をめざし、仕事と生活の調和のとれた働き方ができるように、長時間労働を是正、賃金や社会保障などさまざまなしくみを整える必要がある。

少子化・核家族化・未婚や離婚など生活スタイルは一様ではなく、1世帯の構成人数も減少し、単身世帯が増加している。単身女性が、一人でも、親や子どもがいても、高齢になっても暮らしていけるように、家族単位ではなく、個人単位での雇用・社会保障・税制のしくみが必要である。

### (1) 「生活時間」をとりもどす。

- ・ 男性の育児休業取得を奨励し、男性の育児時間を増やす
- ・ 長時間労働をなくし、生活時間を増やす
- ・ 人間らしい働き方（ディーセントワーク）ができるワークルールをつくり、労働条件を整備する
- ・ ワークシェアで多様な働き方が実現できるよう、労働環境を整える
- ・ ワーク・ライフ・バランスを実現するため、家事を分かち合い、地域活動に男性も参加することを推奨する
- ・ 多様な働き方（ワーカーズ・コレクティブ<sup>※</sup>、コミュニティビジネス）ができるように、支援するしくみをつくる

### (2) 労働問題を解消し、格差是正を図る。

- ・ 同一価値労働同一賃金の原則で雇用条件を整備する
- ・ 非正規雇用の賃金や労働条件を保障するしくみをつくる。地域で公契約条例<sup>※</sup>の制定を進める
- ・ ソーシャルファーム<sup>※</sup>に取り組む事業者の相談や企業を支援するしくみをつくり、広めることで、雇用の創出を促進する

※ **ワーカーズ・コレクティブ**…同じ思いを持った仲間が集まり、事業に必要な資金を出資し、地域社会に必要なものやサービスを提供する、非営利市民事業として起業する働き方。

※ **公契約条例**…近年、地方公共団体の低入札価格の問題等により、公共サービスの担い手（民間委託労働者）の雇用不安や官製ワーキング・プアの増加、ひいては公共サービスの質の低下につながる問題が指摘されている。これらを踏まえ、公契約に係る業務の質の確保および公契約の社会的な価値の向上を図ることを目的に、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることなどを規定した条例。2009年に千葉県野田市が制定、東京では、江戸川区、多摩市、国分寺市、渋谷区、足立区、千代田区、世田谷区が制定。

※ **ソーシャルファーム**…就労困難者を多数雇用し、対等の立場で共に働く新しい就業形態。

## 貧困の連鎖を断つ 切れ目のない支援で子ども・若者、女性の貧困対策を

生活保護費のうち、食費や光熱費などにあたる生活扶助費の支給を、2018年10月から段階的に引き下げ、母子加算を減額するとしている。ひとり親家庭では、母子家庭の約8割が就労しているにもかかわらず、非正規雇用などにより、その6割近くが貧困家庭である実態が厚生労働省の調査でも報告されているように、ひとり親家庭が直面している厳しい生活実態が社会的な課題となっている。病気やけが、失業やDVなどさまざまな要因によって、誰もが生活に困窮する可能性があり、生活のセーフティネットである生活保護制度については、このような背景を根本的に改善し、実態に即した制度にする必要がある。また、生活困窮者自立支援制度と連携した切れ目のない支援を進めることが必要だ。

東京都「子供の生活実態調査」<sup>※(補足15)</sup>では、経済的な貧困のみならず、体験や心身の健康、人間関係における貧困や困難の実態も明らかになった。子どもの権利の視点からも、子どもの生活を取り巻くさまざまな貧困の連鎖を防ぐために、横断的な支援体制の構築に取り組んでいく。

- (1) 貧困による教育格差をなくすため、教育と福祉の連携で、子どもの学習支援と子どもを取り巻く生活全般の支援を進める。
- (2) 生活保護や就学援助については、必要な人が受給できるよう、積極的に周知するとともに、相談体制を充実させる。
- (3) ひとり親家庭の支援については、土日も含めた相談時間やサービスにおける子どもの対象年齢の拡充など、家庭に寄り添った支援を充実させる。
- (4) 孤立させない地域づくりをめざし、多世代が集い、過ごすことのできる地域の居場所をつくる。
- (5) ケースワーカーや婦人相談員など、支援者の研修の充実や処遇改善をはかる。
- (6) 学びなおしができるしくみと、給付型奨学金制度の充実をはかるとともに、奨学金の返済に困難をきたしている人に対する救済制度を国に対して提案する。
- (7) 非正規雇用でも社会保障に加入できるしくみ<sup>(補足16)</sup>や、同一価値労働同一賃金の原則でワーキング・プアに陥らない労働環境を整備する。
- (8) 生活困窮者に対する包括的な支援が実施できるよう、しくみや事業を拡充する。
  - ・ 地域内の生活困窮者の実態を把握し、当事者に寄り添った家計相談支援事業などを含む、総合的な生活困窮者自立支援事業を実施する
  - ・ 生活困窮者や障がい者、若者など、就労困難者への支援に取り組む事業者や団体が横のつながりを持つよう地域のネットワークづくりを進める
  - ・ 就労準備支援事業への取り組みと合わせて伴走支援への補助制度を創設するなど、就労支援のしくみづくりや中間的就労<sup>※</sup>への支援を進める

※ **子供の生活実態調査**…東京都は首都大学東京と連携して調査を実施、その後の「詳細分析」では、貧困の連鎖の現状（生活困難度が高くなるほど、母親自身の15歳時点の暮らし向きが「大変苦しかった」と答えた割合が高い等）、その他「不登校傾向の子どもたち」、「保護者の就労傾向と子どもの食」などについて明らかにされている。

※ **中間的就労**…「生活困窮者自立支援事業」において、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業（就労準備支援事業）として創設された。生活習慣形成のための指導・訓練（生活自立段階）、就労の前段階として必要な社会的能力の習得（社会自立段階）、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の修得等の支援（就労自立段階）の3段階。

# 住まい 地域で安心して暮らせる住まいの確保を

高齢になっても、障がいがあっても、子育てしながらでも、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる社会をめざす。医療・介護・予防・生活支援を「住まい」を起点として一体的に供給する地域包括ケアシステムの考え方は、高齢者だけでなく、障がい者やひとり親家庭などさまざまな困難を抱える世帯への支援策として重要性が増している。2017年10月に施行された住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正（改正住宅セーフティネット法）<sup>※</sup>を、各区市の現状に合わせて活用し、福祉的な支援が必要な世帯に対し地域の中で安定した住まいを確保する政策を充実させていく必要がある。

- (1) 各区市において居住支援協議会を立ち上げ、自治体による空き家調査のデータなどを活用し、住宅確保要配慮者とのマッチング事業を開始する。
- (2) 空き家を抱える不動産事業者に対し、住宅セーフティネットに対する啓発を行い、提供住宅登録を促す。
- (3) 地域の実情に応じ、空き家のグループホームなどへの転用が可能になるよう、改修費の補助や規制緩和を進める。
- (4) 高齢者、障がい者、ひとり親、SOGIなどさまざまなニーズに応じた安心できる住まいの提供に向け、NPOなどの居住支援団体や地域住民の力を活かした見守りのしくみをつくる。
- (5) 公営住宅は子育て世帯への支援に重点化し、既入居高齢者世帯との多世代交流型の公営住宅をめざす。

---

※ **改正住宅セーフティネット法**…住宅確保要配慮者の状況（単身高齢者等の増加）、住宅ストックの状況（公営住宅の増加は困難、民間の空き家・空き室は増加）を背景に、住宅セーフティネット機能を強化。改正の柱は、①地方公共団体による住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定、②住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設、③住宅確保要配慮者の入居円滑化（居住支援法人による入居相談・援助、家賃債務保証など）。

## コミュニティ ささえあいの地域づくり

人口減少社会、少子高齢化は一極集中の東京も例外ではない<sup>※</sup>。むしろ高齢化は地方に比較して加速的に進行する。社会・経済構造の変化によりすでに大規模集合住宅では居住者の高齢化による限界集落が顕在化しつつある。単一代に偏重した地域では支え合う主体がいなくなった時、互助、共助は弱体化し地域社会の持続性は欠如する。

多様性を受容でき意識的に縦一横一斜めなどの緩やかな関係を身近な地域につくってつなげていける地域社会は、孤立する人を出さず、持続可能なまちとなる。地域包括ケアの真髄コミュニティ・ソーシャルワークの実現は多様な価値観、多世代という視点が必要だ。

広い居住空間に一人で住んでいたり、あるいは子育て世代の家族が狭い居住空間で生活している。一世帯当たりの人数は減少、独り暮らしが増え、空き家・空き室も増加していく。これらを活用してリバースモーゲージ<sup>※</sup>や住み替えを可能にしたり、また居場所のような地域福祉の拠点を市民がつくり出し、気軽に立ち寄って相談や情報交換を行ったり、人と人をつなぎ、専門家とも連携して必要な支援につなげ、必要な支援を生み出す自治活動こそがいま求められているのではないか。

認知症になっても障害があっても自分らしく暮らし続けられるまちづくりは、多世代による支え合いから始まり、生きづらさを抱える若者やケアラー（介護する人）、ひとり親、子育て世代などにとって住みやすい開かれたコミュニティを実現する。

- (1) 地域福祉の拠点として、空き家、空き室、空き店舗を活用する。空き家などの情報収集・提供や賃借の仲介、家賃補助や改修費補助などにより、市民活動・市民事業を応援するしくみをつくる。
- (2) 地域包括ケアの中心に「住まい」がある、シェア居住、住み替え、空き家の転用によるグループホームなどを含めた居住支援を進める。
- (3) 多世代の居場所づくりへの支援（空き家等の活用による場の提供や家賃補助など）を行う。
- (4) 認知症になっても、障がいがあっても住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを進める（認知症SOS模擬訓練の実施、子どもや商店も含めた地域の見守り、災害時の助け合いなど）。

---

※ **東京の人口予測**…総人口は、2025年の1398万人をピークに減少に転じる。地域別では、区部は2030年、多摩・島しょ地域は2020年が人口のピークと見込まれている。高齢化率（2025年23.3%、2030年24.3%）とともに、特に75歳以上の後期高齢者を世帯主とする単独世帯の増加が顕著（2015年42万世帯⇒2060年76万世帯、高齢単独世帯の約7割が後期高齢者の単独世帯となる）（2060年までの東京の人口推計）。

※ **リバースモーゲージ**…自宅（持ち家）を担保にして、そこに住み続けながら金融機関から融資を受け、死亡後は自宅を売却、融資の一括返済に充てる。主にシニア層に向けたもので、自治体では武蔵野市が最初に導入、有償サービスを利用する資金がなく自宅不動産を有する場合、それを担保に自治体が福祉資金を融資。

# 人権

## 一人ひとりの人権が尊重され、保障されるまちを

私たちはこれまで「女性」の視点、「子どもの権利」の視点で課題を指摘、政策提案してきた。いじめ、セクハラ、パワハラは人権侵害であるとの認識はまだまだ薄い。DVや性暴力、性的搾取に対する相談体制は急務である。子どもの虐待死が後を絶たない現状は深刻であり、子どもの最善の利益を保障し、地域で育つ環境を整える必要がある。

ヘイトスピーチ、ヘイトクライムに断固反対し、多様性を認め、誰もが排除されない政策につなげていく。子ども、障がい者、SOGI (性的指向・性自認)、外国人など、すべての人の人権を尊重するインクルーシブな社会をめざす。

- (1) 子どもの虐待防止には、「子どもの最善の利益」を保障し対策をとる。
- (2) 障がいのある子どもも地域でともに遊び、学び、育つ環境を子どもの視点で整える。
- (3) DVや性暴力、性的搾取のない地域社会をつくり、被害者を守る相談体制、しくみを拡充する。
- (4) 災害時避難所における子ども、女性、障がい者、高齢者、SOGI、外国人等への配慮を徹底させる。
- (5) 多様性を認め合い、一人ひとりの人権を保障し差別や偏見をなくすため、人権教育を進める。また、相談体制を整える。
- (6) ヘイトスピーチ、ヘイトクライム対策を進める。
- (7) 誰もが排除されないインクルーシブな社会をつくる。
- (8) 個人情報保護に多大な影響があり、監視社会につながるマイナンバー制度に反対する。

# 循環型社会

## SDGs<sup>※(補足17)</sup>の達成をめざし、次世代につなぐ

私たちはかねてより化学物質や電磁波による健康被害に深く問題意識を持ち、国や東京都に対して子ども基準を求めてきた。

海の生態系に深刻な影響を与えているマイクロプラスチックについては、世界的に問題になっているにもかかわらず、G7サミットにおいて、日本は海洋プラスチック憲章に署名していない。欧州をはじめ、署名をしなかったアメリカでも州によってはプラスチック対策が進んでいる。

日本でもNOレジ袋の条例を持つ自治体もあるが、今後、公共の施設ではプラスチック使用を規制するなど、自治体で取り組めることを広げていくことが大事である。生活者ネットワークが取り組んできた容器包装リサイクル法の3R運動から2R運動へ歩を進め<sup>※</sup>、海洋プラスチック問題の解決にも取り組んでいく。

今、新たに深刻化している香害も化学物質の問題であり、少なくとも欧州並みの規制が求められる。そのためにも、電磁波や化学物質について広く市民に認知を深めるためPRTR制度を有効に活用したリスクコミュニケーションを、基礎自治体レベルで広げていくことが必要である。

生ごみを砕いて下水道に流すディスポーザーの普及は下水管への負担や有害物質の発生につながり環境負荷が問題だ。紙おむつの下水処理<sup>(補足18)</sup>についても今後の動きを注視していかねばならない。

- (1) 雨水の地下浸透・循環利用を進める。
  - ・ 雨水タンクの普及で、水資源を有効活用する
  - ・ 生物多様性地域戦略<sup>※</sup>をつくり、環境を保全する
  - ・ コンクリートの大規模な調節池<sup>※</sup>をつくるグリーンインフラから自然環境に有益で、内水氾濫などの災害も防ぐグリーンインフラを進める
- (2) 2Rを進める。
  - ・ 拡大生産者責任の理念をごみ処理経費負担に反映させ、リデュースを進める
  - ・ プラスチック製品を使わない生活へと転換する
  - ・ マイクロプラスチックの海洋汚染をストップさせる
  - ・ 食品ロス<sup>※</sup>対策を進める
- (3) 化学物質対策を進める。
  - ・ 香りつき商品の成分による健康被害「香害」の危険性を周知し、消費者の意識改革を進める
  - ・ 化学物質の使用抑制・販売禁止を求め化学物質過敏症などの発症者を抑制する
- (4) 公共施設でのせつけん利用を進める。
- (5) 電磁波の人体への影響を周知し、携帯基地局の設置規制など対策を求める。
- (6) 化学物質や電磁波の子ども基準を求める。
- (7) 命と生活の基本である水道事業の民営化<sup>※(補足19)</sup>に反対する。

- ※ **SDGs (Sustainable Development Goals)** …持続可能な開発目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール（貧困、ジェンダー、気候変動など）・169のターゲットから構成。
- ※ **3Rから2Rへ**…当初3Rーリユース（再利用）、リデュース（発生抑制）、リサイクル（再資源化）ーでプラスチックを減らすことをめざしたが、リサイクルではゴミが減らないことから、リサイクルを外した2R（リユースとリデュース）に取り組んでいる。
- ※ **食品ロス**…食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品。
- ※ **生物多様性地域戦略**…生物多様性基本法（第13条）に規定された「都道府県及び市町村」の計画。東京都では、大田区（環境基本計画の一部）、葛飾区、千代田区、目黒区、羽村市、港区、豊島区（環境基本計画の一部）、あきる野市、稲城市、府中市、町田市が策定（2016年末現在／環境省HP）。
- ※ **調節池**…集中豪雨等、河川の流下能力を超過する可能性のある洪水を河川に入る前に一時的に溜める池。調整池ともいうが、厳密には、調整池は主に土地の開発者が設置する暫定施設、調節池は主に河川管理者が設置する恒久施設。
- ※ **水道事業の民営化**…安倍政権が進めようとしている水道法の改正は、市町村などが手がける水道事業の広域化などを促し、水道管の老朽化対策を急ぐ内容だが、この「水道管の老朽化対策」は、地方自治体の水道事業の運営権を民間企業が獲得する「コンセッション方式」を推進する内容となっており、水道事業の民営化を可能にするとされている。

# エネルギー 原発0（ゼロ）。分散型・自然エネルギー活用をすすめる

東京電力福島第一原発事故以来、エネルギーについて多くの市民が考え行動するようになった。2016年電力自由化により、市民自ら環境負荷の低い電気を選ぶことが可能になった。エネルギー民主主義を一層進めなければならない。

2018年4月エネルギー基本計画は初めて「再生可能エネルギーを主力電源化」と明記した一方、依然として原子力をベースロード電源としており、世界中で進んでいる「脱原子力」「再生可能エネルギーへの投資拡大」の潮流に乗り遅れている。電源構成比率目標（2030年度）は22～24%（現在15.3%）と、ドイツ（30.6%）スペイン（35.3%）に遠く及ばない。原発のコスト、送電網開放など、政府・電力会社の隠蔽体質も明らかになった。実効ある避難計画なしでの原発再稼働など、世論を無視し続ける現政権への批判が高まっている。

2016年に発効した「パリ協定」は、国内CO<sub>2</sub>排出量を2030年までに26%、2050年までに80%（2013年度比）削減するなど各国に5年ごとの目標を義務づけた。「もったいない」精神が息づいているわが国で、省エネ技術は主に家電製品で進んできたが、今後は住宅での省エネに重点的に取り組む必要がある。2017年「建築物省エネ性能向上法改正」により、2020年度から一般住宅での省エネ性能順守が義務となる。新築はもちろん既存住宅での窓や壁断熱リフォームを進めていかなければならない。

- (1) 脱石油・脱原子力（原発0）で、再生可能エネルギーへのシフトを進める。
- (2) 地域に合った小規模市民電力発電所、ペランダ発電などでエネルギーの地産地消に取り組み、「自立・分散型」「創エネ」を進める。
- (3) エネルギー効率を考えた家づくりを進める。
  - ・ 東京ソーラー屋根台帳を活用し、太陽光・太陽熱のエネルギー効率を考えた家づくりに取り組む
  - ・ 「わが家はまちの節電所」<sup>※</sup>。省エネ改修、断熱リフォームなどへの誘導策を進め、地域経済の活性化につなげる
- (4) 公共施設の建て替えと維持の際に、環境性能を向上させる（省エネ性能・アスベストなど、化学物質対策を「子ども基準」で）。施設のZEB<sup>※</sup>、ZEH<sup>※</sup>に取り組み、ランニングコストを下げる。
- (5) 気候変動と温暖化防止の環境学習を進め、環境負荷の小さいまちづくりに取り組む。

---

※ **節電所**…節電は小型発電所をつくるのと同じ価値があるという考え方。各家庭が節電して電気使用量を減らすとそこは節電所となる、という考え方で使われている言葉。どの家庭でも、それぞれ節電に取り組むことで「節電所」になれる。

※ **ZEB (Net Zero Energy Building)** …構造や設備の省エネルギーを図ったり、再生可能エネルギーを利用したりすることによって、総エネルギー消費量がゼロあるいはゼロに近い数値となる建築物。

※ **ZEH (Net Zero Energy House)** …住まいの断熱性・省エネ性能を上げること、そして太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、年間の一次消費エネルギー量（空調・給湯・照明・換気）の収支をプラスマイナス「ゼロ」にする住宅。

# 食の安全

## 命の源である食と農を守る

1989年、「子どもたちに安全な食べ物を」から始まった「食品安全条例制定」を求める直接請求運動<sup>\*</sup>から15年、生活者ネットワークのはたらきかけで2004年に東京都に食品安全条例が制定され、私たちは徹底して「食の安全」にこだわり取り組んできた。しかし2001年に施行された遺伝子組み換え食品の表示制度は今年度中の改定に向けて検討されるが、消費者にとってますます安全性の判断が困難な内容となる。

またTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への日本の参加を決定したことにより、食糧自給率の更なる低下への危機感は免れない。今年（2018年）4月には主要農作物種子法（種子法）が廃止され、国はTPP参加と合わせて外国企業参入の規制緩和をさらに進める。

種子法に替わる法整備を国に求めるとともに、「食の安全」の崩壊にもつながる重大な問題として取り組んでいかなければならない。

大きく変わりつつある社会状況の中で「安全な食べ物」の確保のために、私たちは生産者を応援し、連携を深め地産地消を進めていくことが重要課題である。特に都市農業の保全是、2017年改正された都市緑地法<sup>\*</sup>も視野に入れた具体的な対策を示していく必要がある。

- (1) 公給食では、遺伝子組み換え食品や農薬（ポストハーベスト含む）・添加物を使った食材は使わない。
- (2) 学校給食と学校農園などの活用で、食農教育を進める。
  - ・ 食材を選択、調理する能力を身につける機会をつくる
  - ・ フードマイレージ、フェアトレードなどの学習で食を巡る世界で起きている問題を知り自分ごととして考える
  - ・ 給食の時間やあり方について、子どもや保護者から意見を聞く場をつくる
- (3) 食材の放射能測定を継続し、対策の検証と情報公開を進める。
- (4) 遺伝子組み換えについて全食品の表示を求める。
- (5) 食品添加物、農薬、食品表示など消費者が安心して選べるための徹底した検査と表示の強化を進める。
- (6) 地産地消を進め都市農業と農地を守る。
  - ・ 援農などで担い手確保のしくみにつなげる
  - ・ 空き地や公園を活用した農地、市民農園、農業公園など幅広い活用を検討する
  - ・ 食を核にした拠点、コミュニティ・ダイニング<sup>\*</sup>（農家レストラン）を地域につくる
  - ・ 障がい者の就労・活動の場として福祉施策としても農地を活用する
  - ・ 雨水涵養、防災空間、緑地保全など環境やコミュニティの視点での農地のあり方を検討する
  - ・ 農家と連携し、課題を検証し、ソーラーシェアリングの実現をめざす
  - ・ 生産緑地 2022 年問題について調査し、保全対策に取り組む
- (7) 農地バンク<sup>\*</sup>の課題を調査し、農地保全に取り組む。
- (8) 「都市農業推進条例（仮称）」<sup>(補足20)</sup>をつくる。

- ※ **食品安全条例直接請求運動**…生活クラブ生協が、生活者ネットワークや地域の市民団体・労働組合・他の生協とともに行った直接請求、東京都知事に「食品安全条例」の制定を求めた。直接請求そのものは否決されたが、それが契機となり、予算の増額、食品安全委員会の設置など、東京都の食品安全行政は強化され、国の施策を上回るほどになった。
- ※ **都市緑地法**…都市の緑地を保全し、緑化や都市公園の整備を推進して良好な都市環境の形成をはかることを目的とする法律。緑化を推進するための基本計画の拡充、緑地保全地域の指定、緑化地域における緑化率規制の導入、立体都市公園制度の創設、公園管理者以外による公園施設設置の緩和などを規定。2004年に都市緑地保全法から改題された。
- ※ **コミュニティ・ダイニング**…NPO研修・情報センター代表理事の世古一穂さんが提唱、「食」を通して地域の課題解決をめざす、参加協働型のNPO起業モデル。農家レストランなども、担い手の高齢化と減少が進む農業分野と、障がい者や高齢者らの働く場の確保を求める福祉分野の連携「農福連携」として注目されている。
- ※ **農地バンク**…不必要になった農地を賃貸や売却したい所有者を集め、借りたい、買いたい農業経営者に提供していくマッチング窓口機関のようなもの。この組織は都道府県別に設置された農地中間管理機構が行っていて、「農地集積バンク」や「農地中間管理機構」と呼ばれることもある機関。

# 都市計画

## まちづくりは市民参加で

少子高齢化による自治体の財政変化、市民の暮らし方の変化とともに、更新時期を迎える公共施設を多く抱える各自治体では、建て替え・長寿命化・統廃合による多機能化などを計画的に行っていく公共施設マネジメント計画が策定されている。

公共施設マネジメントにおいて、地域の利害関係の調整など多くの困難な課題を解決しながら縮充していくことは、施設の持つ価値を総合的に評価できる市民の参画なくして行えない。市民への十分な情報提供、発言する場、市民同士が語り合う場を増やし、市民、行政の両方が納得して進めていく必要がある。

都市計画道路においては、優先整備路線の選定など策定過程の情報公開はきわめて不十分であり、市民意見を反映する制度が定められていない。まちづくりへの市民参加を標準化していかなければならない。さらに、都市計画にはサンセット方式を導入し、今後の人口減少社会を見据え大規模開発や都市計画道路については、市民参加で検証、計画廃止も含め公共事業計画を大胆に見直すしくみが必要である<sup>(補足21)</sup>。

東京都では、五輪優先のまちづくりを進め、観光政策を推進している。国土交通省は羽田空港の機能強化と称し、2020年までに国際線の年間発着枠の拡大の飛行ルートの変更案を打ち出した。しかし、経済が優先され住民の生命が危険にさらされる変更は到底認められない。

### (1) 都市計画のあり方を見直す。

- ・ 人口減少を見据えたまちづくりを市民参加で進める
- ・ 「都市のたたみかた」を生活スタイルの見直しの検証も含め、ハード、ソフトの両面から考える
- ・ 中古住宅の利用で空き家を出さない住み替えや建て替えを検討する
- ・ 次世代を担う子どもや若者の参加で地域づくり、まちづくりを進める
- ・ 道路計画は必要性から見直し、歩行者優先のまちへと転換する
- ・ 都市計画道路の点検・評価・整備方針、建物の高さ・景観・まちなみ・土地利用など、地域の都市計画について、市民意見が尊重され、参画するしくみをつくる

### (2) 生物多様性にも配慮し、森—里山—公園—農地—緑地などをつなげた緑のネットワークをつくる。

### (3) 環境負荷が低い自転車の利用を促進する。

- ・ 自転車優先道路の安全性を確保する
- ・ 子どもを乗せるアシスト自転車も止めやすい駐輪場に見直す
- ・ シェアサイクルの課題を検証し、普及を進める

### (4) オンデマンドバス<sup>\*</sup>やコミュニティバスなどの公共交通の充実を図る。

※ **オンデマンドバス**…定まった路線を走るのではなく、利用者の呼出しに応じるにより適宜ルートを変えて運行されるバスのこと。利用者が自宅や路上から専用の通信網によりコントロールセンターに連絡すると、コントロールセンターではバスの動向、その後の利用者の発生量予測値から判断して、最も適当なバスを呼出しのあった地点に向わせ、最適の経路を決定して、その利用者を輸送する。

# 防災・減災

## 防災・減災対策は福祉と環境優先で

私たちが住む日本は、火山国であり、それゆえ地震とともに暮らしているといっても過言ではない。21世紀に入ってから、日本列島は大地震や火山の噴火、豪雨による大水害が頻発している。2018年も、大阪府北部地震（6月）、西日本豪雨災害（6月末～7月初め／後に「平成30年7月豪雨」と命名）、北海道胆振東部地震（9月）で、大きな被害が発生している。首都直下地震の発生確率も高い。また、2018年6月に発表された「全国地震動予測地図2018版」では、震度6以上の地震発生が予測されるエリアとして東京は真っ赤に塗られた。

このような危険度の高いところに暮らす私たちは、これまで、防災会議への女性委員の積極的登用をはじめ、女性の視点での避難所づくり、女性の防災リーダーの育成、スフィア基準<sup>\*</sup>に照らしたトイレづくり、備蓄品に液体ミルク、段ボールベッドの導入など、防災政策に対して女性・子どもの視点で主張してきた。一定程度実現してきたが、十分なものではなく、市民の暮らしのなかに大災害時の「備え」ができていないと言えない。災害を防ぐことはできない。これからは事前復興計画づくりも含めて、災害に備える「備災」を呼びかける必要がある。

人はもとより、怖いこと嫌なことは考えないもの。個人の備えがなかなか進まないことの原因にもなっている。さまざまな機会をとらえ、災害に向けた準備を促す公共のしくみを共につくっていく必要がある。

- (1) 既存の公園に防災機能を付加し、日常的に市民が炊き出しをはじめ防災訓練ができる体制をつくる。
- (2) 液体ミルクを備蓄する。
- (3) 脱「雑魚寝」。安心して寝られる避難所をつくる。
  - ・ 体育館での避難所設営方法を見直し、プライバシーが守られる避難所づくりを行う
  - ・ 段ボールベッドの利用に取り組む
- (4) 災害時の避難計画に福祉的視点を入れる。
- (5) 救援物資の仕分けのために、ノウハウのあるチャリティショップと連携する<sup>\*</sup>。
- (6) グリーンインフラによるまちづくりを進める。
  - ・ 草木をまちなかに配置して、雨を貯留・浸透するしくみを入れる
  - ・ 環境の視点からだけでなく防災の視点から天水尊（雨水タンク）を設置する
- (7) 感震ブレーカー普及のために、助成金など支援体制を求める。
- (8) 応急危険度判定員の連絡網が実際に機能するか検証し、いざという時に使えるものにする。
- (9) 通学路の点検を子ども目線で行う。
- (10) 耐震診断を促し、特に焼失区域<sup>\*</sup>にある家屋については耐震・難燃改修を促進するための支援を行う。
- (11) 防災教育の取り組みを進める。
- (12) 学校防災林の点検を行い、学校建て替え時には難燃性の樹木を選んで植える。
- (13) ペット同行避難について地域住民の理解を得られる対策を立てる。

- ※ **スフィア基準**…正式名称「人道憲章と人道対応に関する最低基準」(Humanitarian Charter and Minimum Standards in Humanitarian Response)、略称Sphere。災害や紛争などの被災者すべてに対する人道支援活動を行う各種機関や個人が、被災当事者であるという意識をもって現場で守るべき最低基準の通称。スフィア基準では、すべての人道支援に共有される土台として、人道憲章、権利保護の原則、コア基準が設けられている。さらに、生命保護のために必要不可欠な4つの要素として、(1) 給水、衛生、衛生促進、(2) 食糧の確保と栄養、(3) シェルター、居留地、ノン・フードアイテム(非食糧物資)、(4) 保健活動—の各分野における最低基準があげられている。具体的には、人間の生命維持に必要な水の供給量、食糧の栄養価、トイレの設置基準や男女別の必要数、避難所の一人当りの最小面積、保健サービスの概要などの詳細が定められており、避難所などの現場で参照される指標となっている。
- ※ **チャリティショップと連携**…日々持ち込まれる衣類、雑貨を仕分けするチャリティショップのスキルは、支援物資が届いたときに威力を発揮することが東日本大震災の時に実証された。
- ※ **焼失区域**…東京都にM7.3規模の直下地震が起きた場合、火災で焼失する危険性のある区域を赤く塗った想定図。

## 平和・憲法 憲法を活かし、地域から平和を発信する

特定秘密保護法、安保関連法、共謀罪法など、相次ぐ強行採決を行う安倍一強体制に、国会前だけでなく各地域で市民が反対の声をあげ続けている。戦後73年築いてきた平和を根底から揺るがす自民党憲法改正草案を発端に、憲法、平和を学ぶ機会は地域から広がっている。

国際化が地域から進んでいる。ヘイトスピーチ、ヘイトクライムは断じて許さない。一方で、これを口実にした憲法、平和、脱原発を求める市民活動など、正当な市民の言動を規制する動き（公共施設貸出拒否など）もある。いまこそ憲法を活かし、地域から平和を発信するときだ。

オスプレイの横田基地配備が強硬に進められる中、日米地位協定の不平等性に着眼し、基地問題に取り組んでいく。

- (1) 平和への思い、戦争体験を継承する人材育成を図る。
- (2) 事実に基づいた歴史認識の共有を地域で進める。
- (3) 子どもからおとなまで、憲法・平和を地域で学ぶ市民活動を応援する。
- (4) 憲法や原発をテーマとした市民団体の活動を応援する。
- (5) 多文化共生社会を理解し、地域から平和を築く。
- (6) オスプレイ配備や強化訓練に反対し、基地問題に取り組む。

# 補足説明

## 1. 困難を抱える若者（15～39歳）の状況

《2018年版「子供・若者白書」より》

若年無業者数は2017年71万人・人口の2.1%（2017年）、広義のひきこもり（ふだんは家、近所のコンビニ、自分の趣味などでは出かける／部屋からは出るが家からは出ない等）の推計数は54.1万人（2015年調査）、高校中途退学者は、2016年度約4万7000人、中退率は1.4%。若年無業者や高校中途退学者などは減少傾向であるが、依然として困難を抱えた子ども・若者は多い。

## 2. 「子どもの権利条約」と児童福祉法改正（2016年）、「子ども・若者育成支援推進法」

法の理念の明確化を目的に、「子どもの権利条約」が基本理念として明記された。

第1条 「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、（略）福祉を等しく保障される権利を有する」

第2条 「（略）児童の年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」

第3条 「（前2条の「児童の福祉を保障するための原理」は、）すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない」

民主党政権時には、「子ども・若者育成支援推進法」が制定（2009年成立、2010年施行）、目的（第1条）に「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり」という文言が入り、それまでの「青少年育成施策大綱」に代わるものとして「子ども・若者ビジョン」が作成された。その後、自民党政権になり、「子ども・若者育成支援推進法」を「青少年健全育成法」に全面改正しようとする議員立法（自民党）は実現しなかったものの、法律に基づく方針は「子供・若者育成支援推進大綱」（2016.02.09）と名称も変わり、「子ども・若者ビジョン」に明記された「児童の権利条約の理念」や「子ども・若者の最善の利益」の表現はすっかりなくなった。

## 3. 子どもの貧困率

貧困率とは、所得が国民の「平均値」の半分に満たない人の割合。一般には、経済協力開発機構（OECD）の指標に基づく「相対的貧困率」を言う。即ち、所得中央値の一定割合（一般的に50%、いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。

子どもの貧困率とは、子ども（17歳以下）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第7条において、政府は毎年1回子どもの貧困の状況と子どもの貧困対策の実施の状況を公表することとされており、「2017年度子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」によると、子どもの貧困率は13.9%、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人（ひとり親家庭）の貧困率は50.8%。

## 4. 家庭的養護

「新しい社会的養育ビジョン」（2017.08.02）では、「乳幼児の家庭養育原則の徹底」として、「（略）愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する」と、取り組み目標が明示された。

「東京都社会的養護施策推進計画（2015～2029年度）」では「家庭的養護の推進」として、養育家庭やファミリーホーム、グループホームなど家庭的養護を一層推進、本体施設についても、養育単位の小規模化を進めていくとしている。現状は以下のとおり。

- ・ 養育家庭（養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親）：登録家庭数は増加傾向だが、伸びは緩やか、委託家庭及び委託児童数は、ほぼ横ばい。
- ・ ファミリーホーム：都内に 14 ホーム（養育家庭移行型ファミリーホーム 12、法人型ファミリーホーム 2 / 2012 年度末現在）。
- ・ グループホーム：制度開始以降、緩やかに増加、「児童養護施設等のケア形態の小規模化について」（2005 年・通知）発出後、大幅に増加、2013 年度末で 131 件。

## 5. 学校におけるいじめ等の問題

2016 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文科省）

- (1) 小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は 59,444 件（前年度 56,806 件）、児童生徒 1000 人当たりの発生件数は 4.4 件（同 4.2 件）。
- (2) 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は 323,143 件（同 225,132 件）、児童生徒 1000 人当たりの認知件数は 23.8 件（同 16.5 件）。いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態の発生件数は 396 件（同 314 件）。  
※東京都公立学校はいじめの認知件数は、小学校 13,948 件、中学校 4,029 件、高等学校 145 件、特別支援学校 34 件、合計 18,156 件、前年度と比べすべての校種で増加。
- (3) 小・中学校における長期欠席者数は 206,293 人（同 194,898 人）、うち不登校児童生徒数は 133,683 人（同 125,991 人）、不登校児童生徒の割合は 1.3%（同 1.3%）。
- (4) 高等学校における長期欠席者数は 79,391 人（同 79,357 人）、うち不登校生徒数は 48,565 人（同 49,563 人）、不登校生徒の割合は 1.5%（同 1.5%）。
- (5) 高等学校における中途退学者数は 47,249 人（同 49,263 人）、中途退学者の割合は 1.4%（同 1.4%）。
- (6) 小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は 245 人（同 215 人）。

## 6. インクルーシブ教育

1994 年の「特別なニーズ教育に関する世界会議」において、障がいのある子どもを含めた万人のための学校を提唱した「サラマンカ宣言」が採択、インクルーシブ教育が提唱された（教育は、障がい児を含む「すべての」子どもたちの基本的権利、教育制度をインクルーシブなものとし、すべての児童の多様性へ考慮が必要）即ち、「インクルーシブ教育」には、共育（差別なく、一緒に教育を受ける）と、多様性（個々の支援ニーズに対応する）の要素が不可欠、日本では、特別支援教育が導入された際の説明でインクルーシブの言葉が使われた経緯があるが、障がいの種類と程度により就学先が規定されている特別支援教育は、基本的に分離教育であり、インクルーシブ教育制度ではないと、これまでも生活者ネットは主張、課題を指摘してきた。

障害者権利条約（2006 年 12 月国連で採択、日本は 2014 年 1 月に批准）の第 24 条（教育）では、障がいの有無にかかわらず共に学ぶしくみの確保、障がいを理由に排除されないこと、合理的配慮の提供等について明記された。

最近の動向としては、文科省は「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を公表（2012.07.23）、「共生社会の形成に向けて」としつつ、通常学級、通級指導、特

別支援学級、特別支援学校など、連続性のある「多様な学びの場」を用意することが必要としている。

## 7. 介護保険制度の見直し

法制度開始時は施行後5年の見直しが規定されたが、現在は、事業計画（1期3年）の報酬改定に合わせる形で、基本的には制度（介護保険法）も改訂される。

第7期(2018～2020年)の介護報酬改定では、制度開始以来、初めてのプラスの報酬改定(+0.54%)となったが、医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制整備、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの充実に1%を充当する一方で、通所介護サービス等は適正化で約0.54%引き下げとなった。また、2017年の介護保険法改正（「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律、2018年施行）により、2018年8月から、現役並みの所得者は、介護サービスを利用した時の負担割合が3割になった。

## 8. 介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）

2014年介護保険制度改正で、予防給付のうち訪問介護・通所介護は、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる介護保険制度の地域支援事業へ移行（経過措置は2017年度末まで）、「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」に位置づけられた。

サービス類型は、①訪問型サービスと②通所型サービス（どちらも現行サービスに相当するもの+それ以外の多様なサービス）、③その他の生活支援サービス（配食や生活支援等）、多様なサービスは、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと住民主体による支援がある。既存の介護事業所による既存のサービスに加え、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体の登場など、期待できる部分もあるが、現実には、低い報酬設定で既存の事業者は経営難、多様な主体は期待するほど出てきておらず、利用者の利用機会のほく奪、サービスの質の低下、さらなる家族介護へ等、懸念されている。

「介護予防・日常生活支援総合事業」には、「総合サービス事業（介護予防・生活支援サービス事業）」と「一般介護予防事業」の2種類があり、「総合サービス事業」を利用できるのは、①要支援1・2の認定者、②基本チェックリストで対象と判定された人。「一般介護予防事業」（介護予防普及啓発事業等）はすべての高齢者が対象となる。

## 9. 障害者差別解消法などの制定経緯

「障害者の権利に関する条約」（国連で2006年12月採択、日本は2007年9月署名）の締結に向けた国内法制度の整備として、障害者基本法改正（2011年8月）、障害者総合支援法制定、障害者差別解消法制定、障害者雇用促進法改正（2013年6月）を経て、2013年12月に条約締結（批准について国会で承認）、2014年1月に批准、日本は140番目の締約国となった。

障害者総合支援法（正式名称「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」）は、2012年6月に成立（2013年4月1日施行）。「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障がい者の定義に難病等を追加（2013年4月から）、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などを実施（2014年4月から）。

障害者差別解消法（正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）は2013年6月成立（2016年4月1日施行）、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供（実施に伴う負担が過重でない範囲で社会的障壁を取り除く）、環境整備（バリアフリー化、コミュニケーション支援、情報アクセシビリティの

向上など)、基本方針・対応要領・対応指針の策定について規定。

## 10.手話言語コミュニケーション条例

手話を言語として認め、手話の普及と利用促進をめざすとともに、情報・コミュニケーション支援が必要な障害者の情報保障やコミュニケーション推進をめざすもの。兵庫県明石市(手話言語・障害者コミュニケーション条例)など、手話言語条例としては193自治体(24道府県・2区・148市・19町)で制定されている(2018年10月10日現在/全日本ろうあ連盟調べ)。国に「手話言語法」の制定を求める意見書は全1788自治体の議会で採択されている。

## 11.医療的ケア児

2016年6月の児童福祉法の一部改正において法律上初めて定義づけられ、支援体制の整備が地方公共団体の努力義務とされた。

学校においては、社会福祉士および介護福祉士法の一部改正により、2012年から、一定の研修を受けた教員等がたんの吸引等の医療的ケアが実施できるようになったことを受け、「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について」が文科省より通知。その後、人工呼吸器の管理をはじめとした高度な医療的ケアへの対応や訪問看護師の活用など、新たな課題も指摘され、文科省は「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議」を設置(2017年10月)。2018年6月に「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議の中間まとめについて(通知)」を发出、基本的な考えとして、小・中学校等を含む「すべての学校」、人工呼吸器の管理などを含む「すべての医療的ケア」を想定し、医療関係者や保護者との関係について言及、また、教育委員会は、域内の学校に共通する重要事項について、ガイドライン等を策定、それを踏まえ、学校は、各学校における実施要領を策定、医療的ケア安全委員会を設置するなど、対応できる体制を構築することとされている。

## 12.障がい者の「中間的就労」

ここでいう「中間的就労」は、働く前の実習、雇用されない期間を経て、支援を受けながら一般就労に移行するというしくみを表しており、《貧困の連鎖を断つ》(後述)の、生活困窮者自立支援法に基づく「中間的就労」より広い概念。その意味では、社会福祉法人生活クラブ(千葉)などの「ユニバーサル就労」に近い。ユニバーサル就労の特徴は、支援がずっと継続すること。

## 13.国際基準の包括的性教育

「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」、2009年に国連教育科学文化機関(ユネスコ)が中心となり、ユニセフなどの国連機関と協力、性教育の指針として発表。足立区中学校の性教育の授業に対する某都議の「不適切な性教育」との批判に対し、有識者らでつくる「“人間と性”教育研究協議会」が懸念を表明した際、「性教育の国際的な基準では、幼少期から正しい知識を教えることを推奨、日本の現状は遅れている」と指摘した。

## 14.「政策・方針決定過程への女性の参画」主な状況

### 《2018年度版男女共同参画白書》

国会議員の女性議員割合：衆議院 10.1%、参議院 20.7% (2018年2月現在)

国家公務員：本省係長相当職 24.2%、本省課室長相当職 4.4% (2017年)

国の審議会等における女性委員割合：37.4%（2017年9月末）

地方議会の女性議員割合：区議会 27.1%、政令指定都市の市議会 17.2%、市議会全体は 14.4%、都道府県議会 10.1%、町村議会 9.9%（3割以上の町村議会ではいまだに女性議員がゼロ（2017年12月末現在）

女性地方公務員の登用状況：本庁係長相当職、本庁課長相当職に占める女性の割合は、都道府県 22.2%、9.8%、市区町村 33.5%、16.2%（政令指定都市は 25.0%、15.0%）（2017年）

## 15. 東京都「子供の生活実態調査」

東京都は、2016年8～9月、首都大学東京と連携して調査を実施

- ・ 調査対象：都内4自治体（墨田区・豊島区・調布市・日野市）に在住の小学5年生、中学2年生、16-17歳（高校2年生及び高校に在籍していない同年齢の子どもを含む）の子ども本人とその保護者
- ・ 調査対象数：19,929世帯
- ・ 抽出方法：住民基本台帳により、対象年齢層の者すべてを抽出
- ・ 調査方法：郵送法（一部ウェブ回答）
- ・ 有効回答数：子ども 8,367票（有効回答率 42.0%）、保護者 8,429票（同 42.3%）
- ・ 調査期間：2016年8月5日～9月7日

その後、首都大学東京に委託し、子どもの生活実態（食事、健康、学習及び学習環境、放課後・休日の過ごし方、友人関係、自己肯定感など）と、家庭や保護者の状況（世帯形態、家計状況、保護者の就労状況、子どもとの関わり方など）との関連等を分析、「詳細分析報告書」として2018年3月に公表。貧困の連鎖の現状（生活困難度が高くなるほど、母親自身の15歳時点の暮らし向きが「大変苦しかった」と答えた割合が高い（一般層 4.1%、周辺層 9.3%、困窮層 17.5%）、その他「不登校傾向の子どもたち」、「保護者の就労傾向と子どもの食」などについて分析。

## 16. 短時間労働者の社会保障の見直しの動向

「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部改正」により、厚生年金保険・健康保険の適用対象者が拡大、週20時間以上働く短時間労働者も厚生年金保険等の適用対象となった（2016年10月から被保険者数が常時501人以上の事業所、2018年4月からは500人以下も対象）。

第4次男女共同参画基本計画（2015.12.27）では、「被用者保険の適用拡大を着実に実施するとともに、更なる被用者保険の適用拡大を進めていく中で第3号被保険者を縮小していく方向で検討を進める」としている。

## 17. SDGs (Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において記載された2016～2030年の国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。

17のゴールは以下のとおり。（外務省HP・中学生向け副教材より）

- ① あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせよう
- ② 飢餓を終わらせ、全ての人々が一年を通して栄養のある十分な食料を確保できるようにし、持続可能な農業を促進しよう

- ③ あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進しよう
- ④ 全ての人を受けられる公正で質の高い教育の完全普及を達成し、生涯にわたって学習できる機会を増やそう
- ⑤ 男女平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力の可能性を伸ばそう
- ⑥ 全ての人々が安全な水と衛生を利用できるよう衛生環境を改善し、ずっと管理していけるようにしよう
- ⑦ 全ての人々が、安くて安定した持続可能な近代的エネルギーを利用できるようにしよう
- ⑧ 誰も取り残さないで持続可能な経済成長を促進し、全ての人々が生産的で働きがいのある人間らしい仕事に就くことができるようにしよう
- ⑨ 災害に強いインフラを作り、持続可能な形で産業を発展させイノベーションを推進していこう
- ⑩ 国内及び国家間の不平等を見直そう
- ⑪ 安全で災害に強く、持続可能な都市及び居住環境を実現しよう
- ⑫ 持続可能な方法で生産し、消費する取り組みを進めていこう
- ⑬ 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じよう
- ⑭ 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続可能な形で利用しよう
- ⑮ 陸上の生態系や森林の保護・回復と持続可能な利用を推進し、砂漠化と土地の劣化に対処し、生物多様性の損失を阻止しよう
- ⑯ 持続可能な開発のための平和的で誰も置き去りにしない社会を促進し、全ての人々が法や制度で守られる社会を構築しよう
- ⑰ 目標の達成のために必要な手段を強化し、持続可能な開発にむけて世界のみんなで協力しよう

## 18.紙おむつの下水処理

国交省は「新下水道ビジョン加速戦略」(2017年8月)の中で、高齢化社会等への対応として、ディスポージャーの活用及び下水道へのオムツ受入れ可能性を検討することを重点施策として掲げ、2018年1月「下水道への紙オムツ受入実現に向けた検討会」を立ち上げた。同年3月には、下水道への紙オムツ受入に向けた検討ロードマップ(案)が公表、具体的処理方法として3案が提示された。

- A) 固形物分離タイプ(トイレ個室内で使用済紙オムツから汚物を分離・紙オムツ専用固形物分離装置から下水道へ、紙オムツはゴミとして回収)
- B) 破碎・回収タイプ(トイレ個室内から使用済み紙オムツを破碎装置で破碎、建物外の分離・回収装置で固形物のみ分離してゴミとして回収)
- C) 破碎・受入タイプ(トイレ個室内の破碎装置で使用済み紙オムツを破碎、そのまま下水道に流す)

今後、次世代住宅プロジェクトとして、Aタイプが介護負荷軽減に寄与するか、2018年度から実証が開始される。

## 19.水道事業民営化

第196回国会(2018年1月～7月)には、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応、水道の基盤強化をめざし、広域連携や官民連携の推進を盛り込んだ「水道法の一部改正法」(所管:厚労省)が提案。

「官民連携」とは、地方公共団体が、水道事業者等としての位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受け、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できるしくみを導入するもの。公共施設等運

営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

水道法改正案は6月に審議入りし、2018年7月5日、6野党・会派の反対にもかかわらず強行採決が行われ、自民、公明、維新の賛成で可決され参院に送られた。しかし、命に関わる水道事業が民営化されることへの不安や反対の声が高まり、第196回通常国会での水道法改正案の成立は見送られている。

## 20.都市農業推進条例（仮称）

2015年7月、都市農業振興基本法が成立し、東京に都市農業を位置づけるためには自治体の条例をもつことが必要である。今治市には「今治市食と農のまちづくり条例」があり、約30年前に学校給食の自校式化に切り替え始めたのを皮切りに、「地産地消の推進」、「食育の推進」、「有機農業の振興」の3つを柱として、市民総ぐるみでさまざまな事業を展開している。

## 21.都市計画を見直すしくみ

サンセット方式とは、法律・予算・事業などに予め廃止期限を設け、その期限を過ぎたら自動的に廃止する方式。

見直しについては、これまで「時のアセスメント」などの表現で政策提案してきた（計画決定、あるいは予算化されたにもかかわらず長期間着工されない事業などについて中止も含めて再評価する制度）。

埼玉県では、都市計画決定後、長期間にわたって整備されていない都市計画道路について、社会状況の変化を踏まえ、現時点におけるその必要性を再検証し、適切な見直しを図るため、市町村と連携して県内一斉に作業を進めている。2004年度に策定した「長期未整備都市計画道路の見直しガイドライン」に基づき、“見直し候補路線”を選定している。葛飾区は、「区民参加による街づくり推進条例」を制定（2006年）、まちづくりについて区に提案するための手続きの規定のほか、都市計画の決定または変更の提案を規定している。

東京都の都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）では、幹線街路の未着手区間を対象に15の検証項目を設けて必要性を確認、いずれの項目にも該当しない9区間を「見直し候補路線（区間）」に位置づけ、改めて路線の必要性を検証、例えば「立川3・4・15号線」については、ほぼ廃止が決定。

# 学習会・視察・調査活動

2017.11.11 学習会	「種子を考える」～多国籍企業による種子支配と食料支配～ 天笠啓祐さん（市民バイオテクノロジー情報室代表）《環境部会》
2017.12.22 学習会	「思いがけない妊娠の現状」 中島かおりさん（一般社団法人にんしんSOS東京 代表理事）《子ども部会》
2018.01.10 学習会	「特別養子縁組制度にまつわるお話し」 矢満田篤二さん（愛知県元児童相談所職員、社会福祉士）《子ども部会》
2018.01.20 学習会	「あまみず社会～グリーンインフラのまちづくり」 島谷幸宏さん（九州大学大学院教授、河川工学）《環境部会》
2018.01.23 ヒアリング	「学童保育の発達障がい児支援に作業療法士を導入した岡山の取り組み」 糸山智栄さん（岡山県学童保育連絡協議会会長）《子ども部会》
2018年1月 視察	暮らしの保健室 （新宿区／運営主体：ケアーズ白十字訪問看護ステーション）《福祉部会》
2018.02.13 ヒアリング	「市町村国保について」 東京都担当職員 《政策委員会企画》
2018.03.31 学習会	「妊娠適齢期キャンペーン」～嘘と脅しの少子化対策～ 西山千恵子さん（『文科省／高校「妊活」教材の嘘』執筆者）《女性部会企画》
2018.04.20 学習会	「居住支援政策の課題と展開－住宅セーフティネット法と自治体の居住支援事業－」 小林秀樹さん（千葉大学工学研究院教授）《政策委員会企画》
2018年 5～6月	男女共同（平等）参画に関する自治体調査 《女性部会》
2018.06.30 学習会	「障がい児の教育と福祉の連携をすすめるために」 又村あおいさん（全国手をつなぐ育成会連合会 政策センター委員）《福祉部会》
2018.07.09 学習会	「自治体は、ケアラーにどんな支援ができるか」 堀越栄子さん（日本女子大教授）《福祉部会・政策委員会》
2018.07.20 学習会	「公共サービスを取り戻す！～上・下水道事業民営化を考える～」 岸本聡子さん（トランスナショナル研究所）《環境部会企画》
2018.08.01 学習会	「エネルギー政策で持続可能な地域をつくる」 田中信一郎さん（一般社団法人 地域政策デザインオフィス）《環境部会》



**東京・生活者ネットワーク  
2019年統一地方選挙基本政策**

2018年10月27日発行

定価 100円

発行 東京・生活者ネットワーク

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-19-13ASKビル4・5階

TEL03-3200-9189 FAX03-3200-9274

tokyo@seikatsusha.net

<http://www.seikatsusha.me>

印刷 多摩印刷株式会社